

第10期 明石市分別収集計画
(令和5年度～9年度)

令和4年7月
明 石 市

1 計画策定の意義

本計画の策定により、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図り、環境負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用を目指すものである。

本市所有の第3次最終処分場は、平成 19 年 5 月から埋立を開始しており、現状を踏まえると当初予定の令和 7 年度より 10 年以上は継続使用が可能と考えられる。しかし、市内において次期最終処分場の用地を確保することは非常に困難な状況にあり、既存最終処分場が市内最後の処分場となることが考えられる。

そのため、一般廃棄物の更なる減量化や再資源化など最終処分量の削減に向けた取り組みを推進することで、可能な限り現在の最終処分場の延命化(長期利用)を図る必要がある。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という)第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物に関する3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する上での、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することによって、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、地域における容器包装廃棄物の3Rに対する意識が醸成され、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進が図られることにより『循環型社会』の実現に向けた更なる取り組みが進み、延いては最終処分場の延命化にも繋がるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民、事業者、行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基本とした循環型社会の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装(白色トレイを含む)を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

容器包装廃棄物項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	284.6	283.2	280.7	279.3	276.8
アルミ製容器	460.8	455.1	447.4	440.7	435.0
無色のガラス製容器	109.1	107.0	104.0	103.0	99.9
茶色のガラス製容器	103.8	102.8	101.7	100.7	99.7
その他のガラス製容器	528.5	525.5	520.5	514.5	511.5
飲料用紙製容器	445.8	445.1	443.5	411.7	441.0
段ボール	2115.9	2089.1	2053.3	2010.4	1972.4
その他の紙製容器包装	980.2	975.1	970.1	962.9	958.7
ペットボトル	855.5	851.4	845.3	838.2	834.1
その他のプラスチック製容器	6380.7	6381.4	6382.2	6381.7	6381.2
(うち白色トレイ)	484.4	484.2	484.0	483.6	483.4
容器包装廃棄物 合計	12264.9	12215.7	12148.7	12073.1	12010.3

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、行政・市民・事業者等が相互に協力・連携を図ることが重要である。

方 策 名	事 業 内 容
① プラスチックごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックの使用の削減に向けた啓発を行う。 ・マイバッグ、マイボトル等の利用を促進する。 ・海洋プラスチック等のプラスチック問題に関する意識を向上させる。
② 家庭系指定袋制の導入と分別区分	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣他都市の状況等を調査するとともに、袋の仕様について検討を進める。 ・指定袋の実施に合わせて名称を変更するとともに分別区分についても検討する。 ・指定袋へのバイオプラスチック等の導入を検討する。
③ 集団回収の拡充と活動団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーの育成や支援体制を充実させ、地域のコミュニティやネットワークの強化を図り、地域での取り組みの活性化を促す。 ・地域の活動団体を支援するため実施団体の登録・相談、助成金の交付、回収業者への協力等を行う。 ・優秀な団体に対し、その功績を称え表彰する。 ・集団回収の実施・未実施地域など現状把握に努め、市内の未実施地域の解消を目指す。
④ 資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類等の再資源化について調査・研究を進める。
⑤ ごみ処理実績等の積極的公開	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画目標値の周知徹底、達成状況や進捗状況の情報発信により、一人ひとりが目標意識をもってごみ減量やリサイクルに取り組めるように努める。 ・ごみの減量化・資源化の推進を図るため、情報媒体の特性を活かしながら、効果的な情報発信をする。
⑥ ごみ減量推進員等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民とのパートナーシップの強化に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進するための活動支援を行う。 ・市民の理解を得つつ多角的な啓発促進事業の展開を目指す。
⑦ 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学、環境講座、各種イベントの実施など、さまざまな環境学習の機会を提供し、ごみの適正処理に必要な知識や見識を深め、循環型社会の構築を推進する。
⑧ 協働のための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、行政が一体となって廃棄物の発生抑制等に取り組める仕組みを検討する。
⑨ 分別排出の徹底と啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や転入者に対するごみハンドブックやごみ分別カレンダーの配布を行う。 ・ごみステーションにおいてシールによる警告・注意喚起を行うなど、ごみの出し方や分別ルールの徹底を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民や事業者の協力度、明石市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

(計画収集分)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		資源ごみ (缶・びん)
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙類・布類 (紙パック)
主として段ボール製の容器		紙類・布類 (段ボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙類・布類 (雑がみ)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製であって飲料用、しょうゆ加工製品、みりん風調味料、アルコール発酵調味料等を充填した容器		資源ごみ (ペットボトル)
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの (白色トレイ)		店頭回収 (白色トレイ)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

容器包装廃棄物項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
スチール製容器	行政回収	151.0	150.0	148.0	147.0	146.0	
	集団回収	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	
	店頭回収	39.8	39.3	38.8	38.4	37.9	
	小計	195.8	194.3	191.8	190.4	187.9	
アルミ製容器	行政回収	237.0	237.0	234.0	231.0	230.0	
	集団回収	86.0	81.0	77.0	74.0	70.0	
	店頭回収	57.7	57.0	56.3	55.6	54.9	
	小計	380.7	375.0	367.3	360.6	354.9	
無色の ガラス製容器	指定法人引渡	行政回収	27.0	27.0	26.0	26.0	25.0
	独自処理	集団回収	34.0	32.0	30.0	29.0	27.0
		店頭回収	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5
		小計	63.7	61.6	58.6	57.6	54.5
茶色の ガラス製容器	指定法人引渡	行政回収	39.0	39.0	38.0	38.0	38.0
	独自処理	集団回収	16.0	15.0	15.0	14.0	13.0
		店頭回収	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2
		小計	56.3	55.3	54.2	53.2	52.2
その他の ガラス製容器	指定法人引渡	行政回収	509.0	506.0	501.0	495.0	492.0
	独自処理	集団回収	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		店頭回収	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		小計	513.3	510.3	505.3	499.3	496.3
飲料用紙パック 容器	行政回収	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
	集団回収	14.0	14.0	13.0	12.0	12.0	
	店頭回収	61.7	60.9	60.2	59.4	58.7	
	小計	79.7	78.9	77.2	75.4	74.7	
段ボール	行政回収	416.0	406.0	394.0	382.0	374.0	
	集団回収	819.0	802.0	778.0	747.0	717.0	
	小計	1235.0	1208.0	1172.0	1129.0	1091.0	
その他の 紙製容器包装	指定法人引渡	—	—	—	—	—	
	独自処理	行政回収	110.0	107.0	104.0	100.0	98.0
		集団回収	107.0	105.0	103.0	100.0	98.0
		店頭回収	15.1	14.9	14.7	14.5	14.3
小計	232.1	226.9	221.7	214.5	210.3		
ペットボトル	指定法人引渡	行政回収	301.0	300.0	297.0	293.0	292.0
	独自処理	店頭回収	257.4	254.3	251.1	248.0	244.9
	小計	558.4	554.3	548.1	541.0	536.9	
その他の プラスチック製 容器包装	指定法人引渡	—	—	—	—	—	
	独自処理	店頭回収	58.2	57.4	56.8	56.1	55.4
		(うち白色トレイ)	27.4	27.1	26.8	26.4	26.1
		小計	58.2	57.4	56.8	56.1	55.4
分別基準適合物見込値 合計		3373.2	3322.0	3253.0	3177.1	3114.1	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、平成 28 年度策定の明石市一般廃棄物処理基本計画に基づいた容器包装廃棄物及び人口の推計値を用いる。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
304,051 人 (対前年度比) 100.02%	304,122 人 (対前年度比) 100.02%	304,193 人 (対前年度比) 100.02%	304,203 人 (対前年度比) 100.00%	304,213 人 (対前年度比) 100.00%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の収集体制は種類に応じて、下記のとおり分別収集を実施する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	資源ごみ (缶・びん)	市による定期収集 (直営及び委託業者) 集団回収 店頭回収	市 民間業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙類・布類 (紙パック)	市による定期収集 (委託業者) 集団回収 店頭回収	民間業者
段ボール	紙類・布類 (段ボール)		
その他の紙製容器包装	紙類・布類 (雑がみ)		
ペットボトル	資源ごみ (ペットボトル)	市による定期収集 (直営及び委託業者) 店頭回収	市 民間業者
その他のプラスチック製 容器包装	店頭回収 (白色トレイ)	店頭回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

アルミ缶・スチール缶・びん・ペットボトルを選別・保管する施設として、明石クリーンセンター破砕選別施設を運営する。

分別収集をする容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理施設
スチール製容器	資源ごみ (缶・びん)	ポリ袋	市の車両 (パッカー車)	明石クリーンセンター 破砕選別施設 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器			民間業者の車両	民間業者
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙類・布類 (紙パック)	ひもで結束	民間業者の車両	民間業者
段ボール	紙類・布類 (段ボール)			
その他の紙製容器包装	紙類・布類 (雑がみ)			
ペットボトル	資源ごみ (ペットボトル)	ポリ袋	市の車両 (パッカー車)	明石クリーンセンター 破砕選別施設 (選別・圧縮・保管)
			民間業者の車両	民間業者
その他のプラスチック製 容器包装	店頭回収 (白色トレイ)	ポリ袋	民間業者の車両	民間業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

明石市一般廃棄物処理基本計画では、あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)の方向性に基づき、明石市環境基本計画の基本方針である「循環型社会の実現」を目指し、地球環境に影響を与えるプラスチックごみの削減、ごみの発生抑制につながる食品ロスの削減などの取り組みを一層推進していきます。

また、SDGsのゴールにも掲げられているパートナーシップをすすめ、市民、企業・団体の積極的な参画と各々の活動の活性化の更なる促進及び官民連携を推進し、社会の変化等に伴い生じる課題の解決を図り、もってSDGs未来安全都市・明石の実現を目指します。